

特定車両停留施設について

国土交通省 道路局 路政課

ある休日の朝。夜行バスで里帰りした道路局路政課係員の路郎くんを、地元の友達の郷介くんが迎えます。

郷介 路郎くん、久しぶり。仕事が忙しいって聞いていたけど、会えてうれしいよ。しかし、夜行バスで来るなんて、相変わらずすごい行動力だな。

路郎 夜行バスは飛行機や新幹線よりも安いし、寝ている間に目的地に着くから好きなんだ。そういえば、この街にも「特定車両停留施設」ができるのかな？

郷介 特定車両停留施設？なにそれ？聞き覚えのない日本語だね。

路郎 バスやタクシー、トラックなど、あらかじめ指定された特定の種類の車両のうち、停留の許可を受けた車両が停留することができる施設のことさ。道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）で、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に創設された制度なんだよ。



図 特定車両の例

郷介 そういえば、路郎くんは、道路法令の仕事をしていたね。道路法令の対象となる場所は車が通行する場所だけだと思っていたけど、車が停留する場所に関する取決めもあるんだね。

路郎 法には「道路の附属物」という用語があって、「道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物」は、道路に含むものとして一体的に管理されることになっているんだ。今回の法改正で、この「道路の附属物」に「特定車両停留施設」が追加されたんだ。ちなみに、「道路の附属物」の他の例として、具体的には、道路上のガードレールや並木、標識や自動車駐車場などがあるね。

郷介 「自動車駐車場」？さっき言った「特定車両停留施設」も、自動車駐車場に含まれるんじゃないの？車両を停めるという利用方法は自動車駐車場と一緒にような気がするけど、指定された特定の種類の車両が停留できるか否かということ以外に、両者の間にどんな違いがあるんだろう？

路郎 さすが郷介くん。いいところに気付いたね。まさにここが、今回の法改正の重要な点なんだ。そもそも、今回「特定車両停留施設」を創設した趣旨としては、バスやトラックなどの事業用車両の停留施設を整備し、道路における安全かつ円滑な交通を確保するためなんだ。そのため、法第 48 条の 31 において、特定車両停留施設は、特別な構造や設備の技術的基準が設定されることとなっているんだ。

郷介 確かに、街中にバス停がいくつも分散していると、利用の際にも分かりにくいしね。そうしたことを防ぐためにも、一般的な自動車駐車場とは異なった、特別な構造の基準をもつ施設が必要ということなんだな。法第 48 条の 31 において、技術的基準は「国土交通省令で定める」とされているけど、ここに書いてある「国土交通省令」って、具体的にはどの省令を指しているんだろう？

路郎 まさに読んで字のごとく、「特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令」（令和 2 年国土交通省令第 91 号）さ。特定車両停留施設自体の構造や、出入口や停留場所、乗降場といった設備の、一般的技術的基準が定められているんだ。例えば、当該省令の第 5 条において、施設内で車両が通行する「誘導車路」の幅員や屈曲部の構造の基準が定められているよ。この基準に沿って施設を整備することで、バスやトラックなどの大型車両が、より円滑に施設内を移動することができるんだ。

郷介 なるほど。最初に「あらかじめ指定された特定の種類の車両のうち、停留の許可を受けた車両が停留することができる」と言っていたけど、それを周知する方法は何かあるのかな？停留の許可を受けていない車両が、誤って特定車両停留施設に入ってしまうことはどうやって防ぐんだろう。

路郎 法第 48 条の 34 において、道路管理者に対して、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識の設置を義務付け、特定車両停留施設に入場できる車両が分かるようにしているんだ。具体的には、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）が改正されて、「許可車両専用」の様式が新設されたんだ。

郷介 標識を設置するのも、道路管理者になるんだね。

路郎 そう、道路管理者は、標識の設置だけではなく、車両の種類（法第 48 条の 30）や、停留の許可（法第 48 条の 32）をすることとなっているんだ。バスターミナルや荷扱場等を、新たに「道路の附属物」として法に規定することで、道路管理者が、「道路」と「その道路に接する特定車両停留施設」の両者を一体的に管理することとなり、周辺道路の渋滞解消や交通安全の確保、物

流生産性の向上といった目的に対して、より多角的に施策を講じていけるようになったんだ。
もちろん、道路管理者の一存で何でも決められるわけではなくて、特定車両停留施設を設置する際には、都道府県公安委員会に意見を聴取することが必要だけどね（法第95条の2）。

郷介 道路を起点に、新たな街の形ができていくんだね。特定車両停留施設という新しい施設ができていくのを見届けるのが、今からとても楽しみだよ。

【参照条文】

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条（略）

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一～六（略）

七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

八 特定車両停留施設（旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両（以下「特定車両」という。）を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。）

九・十（略）

3～5（略）

（車両の種類）の指定）

第四十八条の三十 道路管理者は、まだ供用の開始がない特定車両停留施設について、国土交通省令で定めるところにより、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定するものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

（特定車両停留施設の構造等）

第四十八条の三十一 特定車両停留施設の構造及び設備の技術的基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

(車両の停留の許可)

第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

(特定車両の停留の許可基準)

第四十八条の三十三 道路管理者は、前条第一項又は第三項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第四十八条の三十第一項の規定により指定した種類のものであること。
- 二 当該許可の申請に係る前条第二項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

(利用の制限等の表示)

第四十八条の三十四 道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(都道府県公安委員会との調整)

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かななければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 (略)

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（道路管理者の許可を要しない車両）

第三十五条の七 法第四十八条の三十二第一項ただし書の政令で定める車両は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

（特定車両の停留の許可基準）

第三十五条の八 法第四十八条の三十三第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該申請に係る車両の幅、重量、高さ又は長さその他の当該車両に係る事項が、当該特定車両停留施設の構造の保全に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 二 当該申請に係る車両を停留させる日及び時間帯、当該車両の特定車両停留施設の周辺における通行経路その他の当該車両の停留の方法に関する事項が、当該日及び時間帯において当該特定車両停留施設に停留する他の車両の種類及び数、当該特定車両停留施設の周辺における道路の構造及び交通の状況その他の事情に照らして、当該特定車両停留施設の適正かつ合理的な利用に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 三 当該申請に係る車両を停留させることが、特定車両停留施設の周辺における安全かつ円滑な道路の交通を確保するため必要であると認められるものであること。

○道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）

（特定車両の種類）

第一条 道路法（昭和二十七年法律第百八十八号。以下「法」という。）第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 二 道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 三 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 四 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車

○特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令（令和二年国土交通省令第九十一号）（抄）

（この省令の趣旨）

第一条 この省令は、特定車両停留施設を新設し、又は改築する場合における特定車両停留施設の構造及び設備の一般的技術的基準を定めるものとする。

(誘導車路及び操車場所)

第五条 特定車両停留施設には、特定車両が後退運転によらないで出口及び入口を通行できるように誘導車路又は操車場所を設けなければならない。

- 2 誘導車路の幅員は、六・五メートル（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る誘導車路にあつては、五・五メートル）以上としなければならない。ただし、一方通行の誘導車路にあつては、三・五メートルまで縮小することができる。
- 3 上方にはりその他の障害物がある誘導車路の路面上の有効高は、四・一メートル（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る誘導車路にあつては、三メートル）以上でなければならない。
- 4 誘導車路の屈曲部は、特定車両（長さが十二メートル、幅が二・五メートル、軸距が六・五メートル、前端から前車軸までの水平距離が二メートル、最小回転半径が十二メートルである特定車両とする。）が円滑に回転できる構造としなければならない。ただし、道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る誘導車路の屈曲部にあつては、特定車両（長さが六メートル、幅が二メートル、軸距が三・七メートル、前端から前車軸までの水平距離が一メートル、最小回転半径が七メートルである特定車両とする。）が円滑に回転できる構造としなければならない。
- 5 誘導車路の傾斜部の勾配は、十パーセント（道路法施行規則第一条第三号に掲げる自動車のみに係る誘導車路の傾斜部にあつては、十二パーセント）を超えてはならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二パーセント以下とすることができる。
- 6 操車場所の形状及び広さは、特定車両停留施設の規模及び構造に適応したものでなければならない。
- 7 第三項及び第五項の規定は、操車場所について準用する。